

# 令和6年度富山県への要望事項

当協会は、富山県からの各種補助や委託を受け、看護の質の向上や学術研究の振興、看護職の労働環境の改善等の事業を通じ、全世代型地域包括ケアシステムの推進、県民の健康及び福祉の増進に鋭意取り組んでいるところです。加えて令和2年からの新型コロナウイルス感染症への対応など、健康危機への活動も行ってまいりました。

つきましては、令和6年度富山県予算の編成等にあたり、次の事項について格段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

## 1 看護の質の向上について

### 重新1) 質の高い在宅療養支援体制の整備

近年、在宅療養者の状態像は重度化・複雑化し、専門性の高い看護が求められている。訪問看護師が、病院に所属する認定看護師など専門性の高い看護師と同行して療養者宅等へ出向く機会も増えているが、その一方で、これらの取り組みに地域差が生じている。

このため、県において、在宅療養を支援する訪問看護師等と病院に所属する専門性の高い看護師との連携を促進する仕組みづくりや、好事例の蓄積、試行事業等を通じて、質の高い在宅療養支援体制を整備いただきたい。

併せて、在宅領域において実施頻度の高い特定行為をまとめた「在宅・慢性期領域パッケージ研修」を、県東部と西部の2か所で開催できるよう支援いただきたい。

### 拡2) 富山県立大学における看護職リカレント教育の拠点整備

今年度から富山県立大学に大学院及び専攻科が開設されたが、保健師・助産師の教育については、専門職としての幅広い知識と高い判断力を備えた実践力が必要とされるため、現在の専攻科教育から大学院教育へ移行していただきたい。

さらに、専門看護師教育課程や認定看護管理者教育課程（サードレベル）、心不全看護領域の認定看護師教育課程の開設など、県内看護職のニーズに応じた看護職リカレント教育の拠点となるよう整備いただきたい。

### 拡3) 特定行為研修修了者の活動の推進

厚生労働省の報告によれば、特定行為研修修了者の約3割が就業先において特定行為を実施していないと回答し、その理由として「修了者が活動できる体制がない」、「修了者自らが手順書を作成しなければならない」と回答している。

このため、研修修了者が就業先において、その任務や能力がしっかり遂行できるよう、現状の把握、雇用主の理解促進、研修修了者の活用方策や仕組みづくり等について、県が主体となって検討する組織を設置していただきたい。

### 拡4) 統括保健師の育成と配置

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に示されている統括保健師が、その役割を十分に発揮できるよう、県及び市町村の課題を明らかにするとともに、その課題に応じた研修会を開催するなど、統括保健師の育成と資質の向上に努めていただきたい。

さらに、富山県保健師人材育成ガイドライン（令和2年3月改訂）の活用実態を調査し、自治体保健師の質の向上にしっかり取り組んでいただきたい。

#### 拡5) 若手看護職員の人材育成の強化

新卒看護職員の離職は減少傾向にあるが、採用5～9年の若手看護職員の離職が増加している。しかし、この年代特有の悩みや、仕事の継続を困難にしている要因、転職によるキャリア形成の考え方、必要としている支援等の実態は明らかになっていない。

このため、県においてこれらの実態を把握いただくとともに、その実態に対応した支援を講じていただきたい。

## 2 看護職の働き方改革の推進について

### 重新1) 富山県ナースセンターのデジタル化推進

2024年度からのマイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム稼働を視野に、県民に広く県ナースセンターの存在や役割を知っていただくための啓発や、ホームページの抜本的な改善、また、利便性向上と利用者増を視野に、オンライン面談やeラーニングのさらなる充実、デジタル冊子やイベントカレンダーのデジタル化導入など、ナースセンターのデジタル化推進に必要な予算を確保いただきたい。

### 新2) 訪問看護のデジタル化と勤務環境改善への支援

訪問看護の現場において、ICT機器等の導入による業務の可視化や効率化は、訪問看護の業務改善や生産性の向上、関係者とのコミュニケーションの促進等に大きく寄与する。特に、多機能電子カルテ（レセプト電子申請との連動、帳票類の様式、シフトやスケジュールの作成、トーク機能等）や、クラウド型のグループウェア（勤怠管理、職員のスケジュール管理、アクションリストの作成、プロジェクト管理等）の導入により、成果を上げている事業所が全国的に増えている。

このため、本県において、訪問看護のデジタル化を推進するための支援事業を創設いただきたい。

また、訪問看護事業所の事務負担を軽減するため、事務職員の雇用経費を支援する制度について他県の状況を調査するとともに、補助制度を整備していただきたい。

### 拡3) 看護補助者の確保・定着への支援

医療機関においては、看護チームの一員として、看護補助者の確保・育成は重要な課題となっている。しかし、「看護補助者」という職種の理解やその役割、また配置による効果等が広く社会に理解されていない現状にある。

このため、看護補助者の理解や配置による効果等の周知、また、看護補助者を対象とした学ぶ環境整備や研修への助成など、看護補助者の確保・定着に支援いただきたい。

### 拡4) 子育て支援（学童保育、延長保育、病児保育等）の充実と仕事と子育ての両立支援

子育てをしている看護職が、子どもを安心して預けながら不安なく仕事ができる、仕

事と子育てを両立できる環境づくり、特に、延長保育や病児保育に対応可能な施設や定員の拡大について、より一層市町村へ働きかけていただきたい。また、産後パパ育休や男性の育児休業の取得などについても、県から企業や県民にしっかり働きかけていただきたい。

加えて、病児保育や夜間保育の受入れが可能な病院併設保育施設の設置促進と、その運営経費への補助を行っていただきたい。

#### 拡5) ハラスメント対策

職員間だけではなく、患者や利用者からのハラスメントなど看護職が受ける様々なハラスメント、特に夜間単独で緊急対応する訪問看護師が、利用者やその家族から受けるハラスメントや、ハラスメントを誘因とした心身の不調や離職の実態は明らかとなっていない。

このため、県においてこれらの実態を明らかにしたうえで、必要な対策を講じていただきたい。

#### 新6) 訪問看護事業所における感染対策物品への財政支援

訪問看護ステーション等への感染防止対策支援事業費補助を、継続的に行っていただきたい。

### 3 看護領域の開発・展開について

#### 重新1) 2040年を見据えた看護職の確保

現在、小学生、中・高校生の職業選択の一環として、看護の日・看護週間の前後に、公的病院等でのふれあい看護体験や高校生の一日看護見学、また、小・中学校への出前講座を実施している。中でも学校への出前講座については、人の確保や財源等に限りがあり、要望に応えることができていない状況にある。

このため、2040年を見据えた看護職確保の観点から、これらの活動を通年開催とし、必要な活動費を支援いただくとともに、訪問看護を含む看護職の魅力発信に関連する啓発事業については、県においても積極的に推進いただきたい。

また、2040年における生産年齢人口の減少を見据え、医療機関における看護のIT化の推進に一層ご支援いただきたい。

#### 新2) 訪問看護事業所における若手看護職員の確保・育成

県内訪問看護事業所に勤務する20・30歳代の常勤看護職員は2割に満たず、事業所の安定と継続を図るうえで、また、今後の訪問看護の需要拡大に備えるためにも、若手看護職員の採用と育成は欠かせない。

このため、今年度、試行事業として開始した新卒看護師の教育・育成にかかる必要経費について、次年度以降、対象施設を拡大し、継続的に予算を確保いただきたい。

### 新3) 災害と感染症に対応できる看護職の養成・応援派遣・確保

感染症法及び医療法の改正により、自然災害、感染症支援に係る看護職の応援派遣体制の仕組みが新たに構築されることとなった。当協会では、本年9月以降、日本看護協会と厚生労働省の事業として、新たな災害支援ナース養成研修を開催する予定としている。

このため、この「新たな災害支援ナース」の確保、登録、応援派遣にかかる経費を支援いただきたい。

併せて、社会福祉施設等の感染予防対策を推進するため、感染管理認定看護師等による出前講座等を県において事業化いただきたい。

### 拡4) 看護小規模多機能型居宅介護の整備と人材育成

医療処置が必要な在宅療養者の継続支援のために、訪問看護・訪問介護・通所・宿泊・相談の機能を一体的に提供できる看護小規模多機能型居宅介護の事業所数は、全国的には増加しているが、県内における整備は進んでいない。医療と介護のニーズを併せ持つ利用者の在宅療養を支えるため、新たな設置に向けて市町村と協議いただき、第9期介護保険事業支援計画に盛り込んでいただきたい。

また、介護保険施設や中小病院に勤務する看護職員の学ぶ機会を確保するため、eラーニングシステム導入の仕組みづくりを検討・構築いただきたい。

### 継5) 医療的ケア児への支援充実のための看護職の確保

富山県医療的ケア児等支援センターに、医療面の相談や関係機関との連携強化、支援体制整備のため、常勤の保健師等（看護職）を配置していただきたい。

また、医療的ケア児が在宅生活を継続できるように、学校や保育園等の福祉施設で働く看護職に対して、実践的な指導や研修を受けることができる環境を整えていただきたい。

### 新6) 看護職の副院長への登用について

近年、公的病院等において、看護職の副院長登用が進んでいるが、本県では24公的病院中4施設が副院長として経営にも携わっている。看護職の副院長への登用は、看護職の地位向上のみならず、病院の経営・運営上多くのメリットがあるとされている。看護部長の副院長への登用がさらに進むよう、ご配慮いただきたい。

令和5年8月29日

公益社団法人 富山県看護協会  
会長 稲村 睦子